

大阪市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会における虐待による死亡事例等の検証について

1 検証部会設置の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項にもとづき、児童虐待を受けた児童がその心身に重大な被害を受けた事例を分析・検証し、再発防止策の検討を行うことを目的として、大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会を平成20年3月末に設置した。

【参考】児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

第4条 第5項

国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

2 これまでの検証事例と検証結果を受けての取り組み等

検証時期	事例発生日	検証事例	開催回数	主な問題点・意見等	主な改善・取り組みの内容
平成21年	5～8月	H21.4.6 西淀川区における小学生女児死亡事例	5	小学校のみでの見守りで、関係機関で情報の共有化がない。虐待の通告・相談がされていない。	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの機能強化(要対協の活性化、アセスメントシートマニュアルの作成) 児童虐待ホットラインの開設、市民周知の強化 中途養育にかかる子育てノウハウの提供(ステップファミリーガイドブックの作成)
	12月～翌年2月	H21.5.27 里親による里子への傷害事例	5	里親へのフォローアップの不足。里親申請時点での調査の充実を。段階的な里親委託を。	<ul style="list-style-type: none"> 里親へのフォローアップを充実、研修の実施 里親審査の調査内容を充実
平成22年	8～11月	H22.7.30 西区における幼児死亡事例	5	休日・夜間対応が不十分。早期発見・対応のための体制の強化、要対協の強化が必要。一層の市民啓発を。	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日における通告対応体制の強化、消防局との連携 虐待対応担当課長等の設置、府警本部からの警察官の併任派遣 住宅管理機関への協力依頼 「児童を虐待から守り子育てを支援する条例」の制定
平成23年	6～10月	H23.1.17 住之江区における乳児死亡事例	4	医療機関内での体制整備と対応の強化、子育て支援室との連携と、要対協の活用を。	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援室の体制強化 要対協の機能強化。市民啓発・広報の推進
	10月～翌年2月	H23.8.26 西淀川区における小学生男児死亡事例	4	虐待情報の共有化と要対協の登録がない。施設から家庭復帰後の支援について連携意識が乏しい。	<ul style="list-style-type: none"> 学校園等の虐待通告のホットラインへの一元化 家庭復帰支援体制の強化。家庭復帰ケースの援助方針会議、要対協ケース会議の実施
平成24年	6月～翌年1月	H23.3.30 H23.5.9 H24.1.30 城東区における幼児死亡事例 住之江区における乳児傷害事例 旭区における乳児傷害事例	8	妊娠期からの早期の支援の必要性。医療機関の情報に対するリスク管理を。家庭訪問の総合的な情報の評価。ステップファミリー支援の向上	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦時からの家庭等の状況把握と情報の共有化 リスク管理手法の検討
平成25年	2～5月	H24.4.25 H24.9.16 中央区における男児死亡事例 平野区における中学生男児傷害事例	4	外国籍住民に対する支援方法の充実。家庭復帰の際の要対協活用、家族回復支援の強化。虐待事案の学校間における口頭での情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 学校間における家庭復帰ケース等の児童情報の文書伝達の徹底 家庭復帰ケースについて要対協への登録 学校園における見守り依頼のポイントを文書化